

広島県告示第九百五十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所安芸太田支所において、平成二十四年十二月二十七日までの間、縦覧に供する。

平成二十四年十二月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道小原猪山線	山県郡北広島町小原字大埜山三八番三地从先から 山県郡北広島町小原字大埜山三六番一地从先まで	平成二十四年二月一 三日